

韓国福祉国家性格論争

その限界と新たな出発点

東京大学大学院人文社会系研究科

博士後期課程 金 成垣

- 1 IMF 経済危機と韓国の福祉国家
- 2 韓国福祉国家性格論争: その構図と問題点
- 3 「生産的福祉」と韓国福祉国家の政策的状況: 市場経済化と福祉国家化の併行
- 4 再び「韓国福祉国家性格論争」へ, そして新たな問題提起

1 IMF 経済危機と韓国の福祉国家

(1) IMF 危機における韓国の福祉政策の変化

1997 年末の IMF 経済危機以後, 韓国政府は, 危機克服という国家的課題のもとで, 金融, 財閥, 産業, 公共, 労働分野など様々な分野における改革政策を推進してきた¹. これらの改革政策の内容をみると, 資本市場の自由化, マネタリズムにもとづく財政政策, 公共部門の民営化, 各種の規制撤廃, 労働市場のフレキシビリティ等々, その基本的方向は, 市場の合理性や市場原理を強調する新自由主義的アプローチに基づいているところが多い(キム・セギョン 1998; キム・ソング 1999). しかしながら, その一方において, 「生産的福祉」というスローガンのもとで行われた福祉部門の改革政策は, 「福祉国家の超高速拡大」(イ・ヘギョン 2002: 451)ともいわれるほど, 韓国の福祉政策発達史においてもっともラディカルな変化や成長をもたらした.

まず第 1 に, 社会支出の急速な伸びである. IMF 経済危機以後, 韓国の総社会支出規模は, OECD 基準でみると, 1996 年と 1999 年の間に 6.0% から 11.8% まで増加し, また保健福祉部の予算も, 1996 年の 2 兆 8512 億 won から 7 兆 4581 億 won まで 2.5 倍以上増加している(イ・ヘギョン 2002: 455). この期間, 政府の一般予算の増加率が約 1.5 倍であったことを考慮すれば, 社会支出の伸びは非常に大きいものであるといえよう.

第 2 に, 最も注目すべき政策変化として, 社会保険の適用拡大がある. 1999 年 3 月に都市地域の自営業者に国民年金を適用することによって, ほとんどの国民が 1 つの制度に統合され, 先進諸国を除けばほとんど見られない皆年金を施行した. また医療保険においても, これまで職域と地域別に分立されていた医療保険制度の管理や財政を統合し, 国民健康保険制度として一元化した. これによって国民年金や医療保険分野では労働者, 自営業者, 農民すべてが 1 つの制度のなかに包括され, 地位の差別化は弱くなり, 社会的連帯性が強化された. また, 産災保険や雇用保険も 2000 年 7 月から 1 人以上の事業場まで適用範囲を拡大し, すべての労働者をカバーするようになった. このように国民皆年金・皆保険を実施することによって, 普遍主義的な制度が構築されたのである.

第 3 に, 公的扶助分野における変化をも見逃すことはできない. 従来 of 生活保護制度(1961

¹ 当時政府の改革政策については, 金基元(訳: 金元重)の『金大中政府の構造調整政策』上・下(2002)に詳しい.

年)が、労働能力のない人のみを生計保護対象としたのに対して、新しく制定した基礎法においては、労働能力の有無にかかわらず、一定水準の所得や財産などの与件を満たせば、最低生活が保障されるようになった。これによって、基礎生活保障給付の対象者が、従来の 50 万人から 150 万人まで 3 倍近く増加した。イ・ヘギョンによれば、社会保険や公的扶助分野に関する政府の「社会保障 5 ヵ年計画や社会的セーフティーネット拡充計画には伝統的な社会民主主義の福祉制度に劣らない広範な社会権保障のヴィジョンが提示されている」(イ・ヘギョン 2002:456)。

(2) 韓国福祉国家への関心の高まり

以上のような福祉政策の変化は、いずれも韓国の福祉国家研究にとって大きな意味をもつ。先ず、もちろん、これまで福祉国家の具現が主要な国政目標として提示されたことがなかったわけではないが、それは、マンハイム流に言えば、ユートピアあるいはイデオロギーであって、現実ではなかった(Mannheim 1929)。しかしながら、上述したように、社会支出の急激な増加、国民皆年金・皆保険の実施、権利性を強化した基礎法の制定などの福祉国家化の進展は、韓国で福祉国家というものが規範的議論の対象であるだけでなく、何よりも社会科学的分析の対象となりつつあることを意味するだろう。従来とは異なり、韓国が福祉国家であるか否かということが問題ではなくて、いかなる特徴の福祉国家であるかということの方が問題となってきたと思われる。

次に、福祉政策拡充と新自由主義との関連性という面からも近年の変化は興味深い。通常であれば、新自由主義の広がりには、福祉政策に関する公共支出の大幅な削減をもたらし、また政府によって供給されてきた福祉給付は、民営化あるいは市場化される傾向が見られるはずである。例えば、「福祉国家の危機」以後、アメリカやイギリスを含む多くの国々において様々な社会支出の抑制策が意図された²(武川 1999:chap 2.)、個人年金の選択の強調や保健医療サービスの多元化や市場化など、福祉政策の諸領域においても一連の民営化政策あるいは市場重視型政策の実施が重要な課題となっている(平岡 2000)。しかしながら、IMF経済危機以降における韓国では、それとは異なるベクトルの福祉政策が推進されてきたのである。

このような状況のなかで、実際、韓国の福祉政策研究者の間では、上述のような福祉政策の変化への関心が高まり、その性格をめぐる活発な議論が行われている。福祉政策の拡充に見られる国家責任の強化傾向に注目するキム・ヨンミョンの政策評価に対し、政策変化の新自由主義的傾向を主張するジョ・ヨンフンやジョン・ムグオンがそれを批判するかたちで論争が始まり、それに、今進行中の福祉政策の変化の本質を理解するためには、政策の意図と政策の結果とを区別して考察すべきだとするナム・チャンソブがからんで、2000 年以降展開されたのが、いわゆる「韓国福祉国家性格論争」である。その後につづく各々の批判に対する再批判、またそれに対する評価など多くの議論がそれに加わり、その過程が論文集『韓国福祉国家性格論争』(2002)に収録されているほか、韓国福祉政策の性格を規定するような論文、研究報告書が次々と発表されている。この論争は、経済危機以後、福祉政策の激しい変化に対する関心の大きさを示しているものであり、変化の性格を解明しようとする本格的な学術論争という点で、論争それ自体がかなり意味深いものである。

(3) 本稿の課題

² ただし、サッチャー政府による削減効果はそれほど大きいものではなかった(武川 1999:chap 2.)

しかし、近年の福祉政策の激しい変化をめぐる、このような学界の論争が、今日韓国の福祉国家が直面している問題を学問的に扱ううえで、じゅうぶんに生産的に展開されているだろうか。それに対するアプローチのしかたは各々の論者によって様々であり、このような論争に簡単で一律的な評価を下すことはできないが、少なくとも上述の「韓国福祉国家性格論争」については、論争の出発点からすでにある種の違和感や不毛さを覚えざるを得ない。なぜなら現在論争が行われている「国家責任強化か新自由主義貫徹か」という単線的二項対立構図からは、今日の政策変化の性格を的確に捉えることができないと考えるからである。そこで本稿では、論争に対する再検討が必要であるという基本認識のもとで、論争を構成している各々の解釈や診断を実際の政策的状況に照らしながら検討することによって、「韓国福祉国家性格論争」の限界を指摘し、より発展的な論争のための新たな出発点を提示することを試みたい。

そのため、まず第2節では、経済危機以後における福祉政策の変化を国家福祉の強化と規定する国家責任強化説と、その批判的な立場にある新自由主義貫徹説を取り上げ、両説において現在の福祉政策がどのように性格規定されているのかを、議論のレベルで考察することにする。前もって指摘しておけば、各々の論者は、自らのパースペクティブに依拠して政策の変化の一面をみているだけで、このような議論からは政策の本質を究明することができないことが観察されるであろう。ゆえに、第3節では、その論争が扱っている韓国の実際の政策的状況を振り返ってみることにする。この際、1つの手がかりとなるのが、政府によって提示されている「生産的福祉」の考え方である。「生産的福祉」という構想は、当時の福祉改革の基本構想であり、そこには韓国福祉国家の歴史的な特殊性、そして経済危機以後における韓国の福祉国家が直面している複雑な状況を反映しているが、これを検討することによって、そもそも「国家責任強化か新自由主義貫徹か」という現在の論争の構図からは、政策変化の本質を究明することに限界があることが明らかになる。したがって、最後に第4節では、これまでの議論を踏まえて、論争をより発展的に展開するための端緒となるいくつかの論点を示しておくことにしたい。

2 韓国福祉国家性格論争：その構図と問題点

(1) 国家責任強化説 vs 新自由主義貫徹説

1999年初頭、「生産的福祉」というスローガンが政府の福祉改革の長期ビジョンとして発表され、その後様々な制度改革が着々と実施されたが、このことが多くの研究者の関心を集めるようになった。既述したように、経済危機克服のために、IMFや世銀の新自由主義的処方箋に従ってきた政府の福祉分野における改革が、福祉国家化を進行させ、これが新自由主義的傾向とはベクトルの異なる方向へと向かっていくように見えたのであろう。こうした状況のもとで、福祉政策の研究者の内部では、福祉政策の変化の性格を規定する両極端の2つの説がでてくるようになった。

最初の説は、国家責任強化説である。例えば、イ・ヘギョンは、経済危機以降における福祉政策の変化が、今日地球規模で進行しているグローバル化とは全く逆の方向へ向かっていくという意味で「グローバル資本主義理論の実験場」と述べている(イ・ヘギョン 2002:251)。同様に、リュウ・ジンソクは、「グローバル化が深化するにつれ福祉国家の解体あるいは社会的保護機能は弱体化するというグローバル化論者の一般的な期待とは異なり……(韓国の場合は)逆説的に福祉強化、社会的保護網の新しい創出を経験した」(リュウ・ジンソク 2000 = 2001:117)とまとめている。また、Shin, Dの場合にも、こういった韓国の状況を「韓国のパラドックス」(Shin, D 2000:83)と描いているほか、多くの論者が、新自由主義的傾向の進展がもたらした類まれな事例として韓国の福

祉政策の拡大傾向に着目している。

いずれにせよ、これらの論者は、韓国福祉政策の変化を新自由主義あるいはグローバル化と対比しつつ、その対比のなかから福祉政策の拡大傾向を強調していることがうかがえる。もっとも包括的な主張は、キム・ヨンミョンの議論に求めることができる。彼は、新自由主義の特徴とは、「基本的に国家より市場による福祉供給を選好するため、国家の役割は縮小する傾向が強い」とする。したがって、「新自由主義は民営化を通じて市場の役割や個の責任を強化し、同時に国家の役割は、「残余的で最小限のサービスを提供する」ことに限定される(キム・ヨンミョン 2001 = 2002: 112)。だが、経済危機以後、韓国福祉政策の変化をみると、先ず「社会保険制度を全体賃金勤労者に拡大し、給付水準も寛大な方向へと移動するなど国家責任の強化が見られる」。さらに「基礎法についても貧困に対する責任を国家に付与し、また受給資格を緩和することによって貧困に対する国家の責任を強調している」(ibid: 124, 128)。このことから、彼は、政策変化の性格を概して「国家の福祉責任の強化をする反新自由主義」と規定しているのである(ibid: 132)。

確かにキム・ヨンミョンは、何らかの形で新自由主義を定義し、そこから離れる韓国の福祉政策の特徴を国家責任強化として規定しようとしている。これは一見すると正しいようにみえるが、このようなキム・ヨンミョンをはじめとした国家責任強化説の議論は、ある種の難点を孕んでいる。というのは、彼らの国家責任強化説が直ちに新自由主義的傾向の否定として成立するとはいえないからである。いうまでもないが、国家責任強化説は、「国家責任強化 = 反新自由主義的傾向」という論理図式のなかで行われている。この図式の妥当性はともかく、彼らのいうように福祉政策の変化のなかで国家責任が強化したとしても、それが市場責任の縮小に直結するとは限らない。言い換えれば、この図式のなかでは福祉供給としての国家責任が強化されたとするならば、逆に市場責任が制限、あるいは縮小されたという相対の論理を見出さなければ、それを反新自由主義的であると論理的に主張することができない。福祉政策の変化を「国家責任強化 = 反新自由主義的傾向」と特徴づけることを意図しているならば、社会支出の増加や各種の福祉政策の構築に見られる国家責任の強化傾向だけでなく、福祉供給において市場の役割が制限・縮小されたことを導出しなければならない。しかし、彼らの関心は、社会支出の支出、国民皆年金、皆年金、権利性を強化した基礎法の制定など福祉政策の量的あるいは形式的な側面だけに集中し、その結果、それだけを根拠として国家責任強化を主張するに至る。しかし、彼らのこのような分析は、「国家の福祉責任の強化」を主張する必要条件ではあっても十分条件ではないのである。

国家責任強化論者の抱える以上のような難点に対し正面から挑んだのは、ジョ・ヨンフンやジョン・ムグォンである。彼らの議論は、主に福祉政策の変化に見られる市場責任を強調するような新自由主義的要素に向けられている。財政の最小国家介入、ワークフェア、民間中心の福祉多元主義などの要素を見出し、国家責任強化説を批判しつつ、新自由主義貫徹説を展開しているのである。彼らの分析に従えば、経済危機以後における福祉政策の変化は、一見すると国家責任の強化のようにみえるが、実際に実施された政策の結果は、「新自由主義の価値と背反しない程度に過ぎず……さらに円滑に新自由主義的な制度枠組みを導入するのに必要な社会的セーフティーネット装置を拡充した」にすぎない。このような国家責任強化説に対する批判的問題提起から繰り広げられた論争のなかで最も精力的に新自由主義貫徹説を主張したのは、ジョ・ヨンフンの議論である。彼の議論をまとめてみよう(ジョ・ヨンフン 2001 = 2002)。

ジョ・ヨンフンが問題としているのは、第1に、ほとんどの国家責任強化論が指摘している政府の社会保障費支出の増加である。彼は、IMF危機以後におけるその増加傾向を認めながらも、比

較の視点から支出水準の低さに注目し、国家責任強化説に反論を提起する。つまり、「西欧先進国の場合、わが国と似たような経済水準であった1980年代初頭、社会保障支出の水準はすでに20%を越えていたのに対して、現在、わが国の社会支出は西欧の1950年代の水準にも達していない」。「このような状況のために、わが国の場合、若干の支出増加だけでも高い増加率を示すようになる」(ibid:280)。彼の主張は、比較の出発点において社会保障支出の水準が低すぎたため、支出の増加率が高く見えるだけで、それをもって国家責任が強化したとはいえないということである。

第2に、ジョ・ヨンフンがより問題としているのは、社会保障支出の増加の内訳である。つまり、社会保険は「体系」のみが構築されただけで、政府の財政負担はあまり増えておらず、保険加入者と雇用主の負担がより増加している³。とくに、失業手当の場合、現政府において受給期間の延長や給与額の引き上げなどの措置が行われたが、これにおいても国家の財政負担はほとんどなく、雇用主と労働者の保険料の引き上げによって上記の措置が可能となったのである。国民年金においても政府は財政的寄与を回避したし、また、医療保険の場合も事情は同様である⁴。

第3に、彼は実際に実施された政策の結果からも、とうてい国家責任の強化とはいえないとする。すなわち、社会保険は「体系」のみが構築されただけで、その実際の成果には疑問の余地がある。4大保険のなか、雇用保険と医療保険、国民年金の提供除外者は40%にもものぼるし、産災保険では60%近い労働者が適用されていない。

第4に、彼は国家責任強化説のもう1つの根拠となっている、基礎法に見られる新自由主義的要素を指摘している。基礎法は、低所得者に最低生活を保障するが、「生計給付の条件として勤労や職業訓練を強制している」。このようなワークフェア的要素は、労働の脱商品化ではなく、商品化を促進するものであり、彼はこのことによって現在の福祉政策が「国民の生活をより市場に依存させ」ており、「これは新自由主義的福祉政策と一致している」(ジョ・ヨンフン 2001 = 2002:288)と主張する。それ以外にも、個人年金に対する所得控除の拡大⁵や民間生命保険の急成長⁶など民間部門の福祉的機能がより強化されていることを挙げながら、自らの主張を根拠づけている。

このようにジョ・ヨンフンは、国家責任強化説が見逃している側面を観察し、そこから新自由主義的貫徹説を展開している。様々な福祉政策の整備の裏側にある政府の財政負担回避、あるいは

³ ジョ・ヨンフンによれば、政府の社会保障支出の絶対額は、1997年の5兆2千億ウォンから2000年の7兆8千億ウォンへと70%近く増加したものの、社会保障支出総額に占める割合は、31.2%から29.5%へと減少した。一方、社会保険の支出総額は6兆1千億won増え、これがこの期間の社会保障支出を主導していることがわかる。また社会保険財政に対する政府の支援金は、1997年の1兆1千億wonから2000年の1兆8千億wonへとわずか7千億ウォンの増加に止まっている(ジョ・ヨンフン 2001 = 2002:280 - 1)。

⁴ 1998年の国民医療費をみると個人負担が54%に達しており、個人が負担している保険料を合わせれば医療費の80%を個人が負担していることになる(ibid:83 - 4)。

⁵ 個人年金は過去においては、納入金額の40%(年72万won限度)の控除のみを受けることができたが、2001年からは240万won限度内で100%の所得控除を受けられることになった(ジョ・ヨンフン 2001 = 2002:289)。

⁶ 民間会社の生命保険の契約件数は、1995年の3,032万件から1999年の4,486件、そして2000年の5,057件と大きく増えている。さらに、生命保険会社の年間収入保険料においても1997年の約49兆ウォンから2000年の57兆wonまで増加しており、これは政府の社会支出総額の2倍を超えている(ibid:290)。

国家ではなく市場を重視するような新自由主義的要素を指摘し、国家責任強化説に反駁しているのである。ところが、ここで問題になるのは、彼の分析が正しいとしても、彼の主張の通り「現政府の福祉政策は、労働の脱商品化ではなく商品化を、そして市民生活における国家責任の増大ではなく市場役割の増大を指向しているという点で『明白に』新自由主義的である」(ibid:291)ということができないことである。なぜなら韓国では経済危機以後、政府予算に占める福祉予算の比重が増大したことは明らかであり、さらに、十数年間後回しにされてきた各種の福祉体系がこの十数年間に構築されたことも無視することはできないからである。

けっきょく、国家責任強化説を主張する論者、新自由主義貫徹説を主張する論者ともに、同じ政策状況を共有しながらも異なる評価を下すのは、各々の論者のパースペクティブに起因するもので、これら2つの説はいずれか1つが正しいというより、政策変化のどの側面に着目するかによって、それぞれの違いが出ていると考えるべきであろう。

(2) 論争の構図とその限界

分析的にみると、まず、政策の形式的変化を基準として評価するか、それとも政策の実質的な成果あるいはその機能を基準として評価するかによって、政策の性格は異なってくるであろう。現在の論争の主な論点となっているのは、何よりも社会保険や公的扶助部門に関する議論である。すでにみたように、近年における福祉政策の変化には、国民皆年金・皆保険の実施における普遍主義的要素や基礎法の制定における公的扶助の近代化が含まれている。このような形式的変化に限ってみると、キム・ヨンミョンの国家責任強化説が正しいように見える。しかし、社会保険における政府の財政回避や多数の適用除外者の存在、そして公的扶助におけるワークフェアや家族責任の残存など、これらの制度変化の実際的結果あるいはその機能という側面からみると、ジョ・ヨンフンの主張の方が正しいように見えるのである。

次に、国家責任の問題とかかわる点である。ジョ・ヨンフンは、社会支出増加の内訳についての分析から次のように主張している。「社会保険に対する国家の財政負担が革新的に増加しないかぎり……社会保険の適用範囲を根拠として現在の福祉政策を反新自由主義と規定することができない」(ibid:284)と。すなわち、彼は真の意味における国家責任の強化は政府が財政的に介入するときのみに可能であるとする。言い換えれば、国家財政の介入なしには、国家責任強化は無意味であるというのである。この主張は、やや乱暴に見えるものの、福祉国家における国家責任あるいは国家介入の方式の多様性を示唆している。もちろん、彼はこの点に関して明確に認識していないが、彼の主張は、福祉活動に関わる国家の介入方式を、給付者(なかでも財政支援者)としての側面と 規制者(なかでも執行管理者)としての側面との2つの範疇から考えているようであり、 ととの両方を含む国家介入が拡大したときのみ、国家責任強化の主張が成立しうるのである。その反面、キム・ヨンミョンにおいては、 にその焦点が当てられている⁷。

以上のように、論争には、政策の形式的変化か実際の結果あるいは機能か、そして給付者としての国家責任か、規制者としての国家責任か、といった区分すべき側面を有しており、それぞれの側面を観察することによって、国家責任強化説と新自由主義貫徹説が出てくるのである。しかし、何を根本性格と認識するか、何を根本性格と認識しないか、ということは、認識主体がどのような

⁷ 論争における以上の2つの問題については、論争に参加しているジョン・ムグオンが似たような見解を提示している(ジョン・ムグオン 2002)。

立場に立つかによって異なってくるものであり、それが韓国福祉政策の本質を示すものではない。

論争においては、このような観点から両説を折衷しながら、政策変化の性格を捉えようとする論者たちも存在している。例えば、ナム・チャンソブ(2001 = 2002)は、「短期的な政策的意図とその結果」とを区分することを主張しており、またキム・ヨンボン(2001 = 2002)のように、労働市場と所得平等の間の相関関係に対する実証分析から、自由主義と保守主義の混合の性格を見出している場合もある。

しかしながら、このことは、論争の参加者たちの共通基準の不在あるいは基準の分節化などという問題以上のことを含意している。というのは、両者における分析は、暗黙的に西欧先進諸国の「福祉国家の危機」の時代に見られたような「小さい政府」対「大きい政府」あるいは市場 対 国家といった過ぎ去った対立軸に基づいているように思われるからである。4 大社会保険の体系構築や基礎法制定から、福祉政策変化の性格を「市場と個人の責任強化ではなく、国家と社会の責任強化」(キム・ヨンミョン 2001 = 2002:128)と評価する議論や、ワークフェア的要素や政府の財政負担回避あるいは民間の福祉活動拡大から、「国家の責任強化ではなく、市場の役割強化」(ジョ・ヨンフン 2001 = 2002:291)と評価する議論に、それがもっとも典型的に現れている。大雑把にいうと、このような議論展開は、戦後の「福祉国家の黄金時代」における西欧先進諸国の全てをケインジアン福祉国家と規定するような、あるいは「福祉国家の危機」以後における西欧福祉国家の変化を一概に新自由主義モデルであると規定するようなレベルでの単純素朴な議論に過ぎない。冷戦時代に福祉国家の理念に合意した西欧福祉国家において、各々の福祉政策の性格が異なっていたのと同様に、今日のグローバル化による新自由主義の拡散のなかで、それに対する各国の対応も、多様かつダイナミックに現れているのである。

このような問題関心からすると、近年における韓国の福祉政策の変化は、けっして「新自由主義貫徹か国家責任強化か」という構図からは捉えることができない。むしろ、こうした構図からは、政策変化の背後にある構造的な問題が排除される。実際、国家責任強化の議論であれ新自由主義貫徹の議論であれ、韓国福祉国家の歴史的・構造的特性はその議論から排除されている。しかし、その構造的な問題を無視して福祉国家体制を論じようとすると、結局、市場か国家かをめぐる堂々めぐりに陥ってしまい、福祉国家体制が発展していく歴史的連続性や韓国の個性や特性もみえてこないのではないかと。そこで以下では、論争の対象である実際の韓国の政策的状況と、それを反映している「生産的福祉」の概念を考察しつつ、韓国福祉国家の政策的状況を明らかにすることによって、より発展的な論争の展開のための新たな出発点を考えてみたい。

3 「生産的福祉」と韓国福祉国家の政策的状況：市場経済化と福祉国家化の併行

(1) 「生産的福祉」の概念と韓国福祉国家の政策的課題

経済危機以後における韓国の複雑な政策的状況を考えるうえで、手がかりとなるのが、政府によって打ち出されている「生産的福祉」という考え方である。この考え方は1つのレトリックに過ぎないかもしれないが、それは福祉分野に関わる当時の政府の行動指針であり、そこには、経済危機以後における韓国の福祉国家の現実的な問題が濃縮されているように思われる。

1999年に発表された『生産的福祉への道』という報告書によれば⁸、「生産的福祉」の基本構想は、人権と市民権としての福祉、労働を通じた積極的福祉、社会連帯にもとづいた参画型

⁸ この報告書は日本語の翻訳書が出版されている。『生産的福祉への道』(2002)。

福祉体系, という 3 つの軸から構成されている。 の人権と市民権としての福祉は, 「残余的社会給付ではなく, 制度的社会保障の根拠を提示し, 最小限の救貧政策から離れて, 国民の幸福や健康な生活を積極的に実現する福祉制度と政策を要求」することを意味する(企画団 1999:20)。

の労働を通じた積極的福祉は, 「社会的弱者を対象とした伝統的で消極的な福祉を乗り越え, 労働権の積極的保障を通じて生産的福祉を追及」することであり(ibid:22), そしてそれによって「国家の再分配のみに依存してきた既存の福祉体系の限界を克服」することを指向する(ibid:23)。

の参画型福祉体系としては「雇用創出的な巨視経済政策を通じて完全雇用に接近し, 勤労者と使用者, そしてその代表団体, 政府, 市民社会などの多様な主体が参加」する福祉体系が提示されている(ibid:27)。

より具体的にみると, 先ず, の人権と市民権としての福祉では, 「残余的社会給付ではなく, 制度的社会保障」という文脈から, T. H. マーシャル(1950;1974)のいう社会権としての福祉概念, あるいはR. M. テイトマス(1974)のいう制度的再分配モデルといった伝統的福祉国家のもつ理念が浮かび上がる。それは共同体が要求する社会秩序にその基盤を置き, 市民権の 3 つの要素のなかの 1 つとしての社会権と関わるものであり(Marshall 1974:74), また制度的な側面において, 「個人で対応できない人々が共通して抱えるリスクを, 社会的に共同で処理する仕組み」として, 戦後西欧先進諸国に共通に見られた伝統的福祉国家の理念でもある(金子 2002:55)。しかしながら, の労働を通じた積極的福祉においては, とは異なる方向性が示されている。つまり, その中心課題である「労働権の積極的保障」ということから考えれば, それは労働の(再)商品化を強調するようなアメリカ流のワークフェアやイギリス流のwelfare to workに置き換えても差し支えないだろう。また, そこには「国家の再分配のみに依存してきた既存の福祉体系の限界を克服」することが強調されていて, これを見る限り, 「福祉国家の危機」後に西欧先進福祉国家においてそうであったように, 制度的再分配モデルを中心とする伝統的福祉国家体制が克服すべき課題として登場していることがわかる。さらに の社会連帯にもとづいた参画型福祉体系においては, 「多様な主体の参加や協力」をその根拠としているため, 新自由主義的な政策傾向との結びつきの強い福祉多元主義(welfare pluralism)的要素あるいは「福祉の混合経済」(mixed economy of welfare)⁹などといった考え方がそこに加わっている。

このような, 政府の福祉改革の戦略である「生産的福祉」はいかに解釈すべきなのか。上述したように, 「生産的福祉」には, ある意味で相互矛盾するような福祉に関わる国家の役割と市場の役割とが同時に含まれている。つまり, 市民権としての福祉を根幹とする伝統的な福祉国家体制を指向するとともに, 同時に労働を通じた積極的福祉を通じて, 伝統的で制度的な福祉給付の限界を克服しようとする。もちろん, 報告書でいうように, 従来福祉政策では「グローバル化による労働権の弱体化や知識産業中心社会への転換に対応することは難しい」(企画団:25-7)ことは今日よく言われていることだが, それにしても, 伝統的福祉国家の実現とその限界の克服とを同時に追求することになれば, けっきょく「生産的福祉」が最終的に指向するところは見えにくくなり, この「生産的福祉」の基本構想は, 福祉改革のための明瞭で首尾一貫した方向を示しておらず, それぞれ異なる方向性がただ並立的にまとめられているようにも見える。

⁹ もちろん「福祉多元主義」は新自由主義的論理から発生した概念ではない。が, 政府だけでなく多様な福祉主体を想定するため「福祉多元主義」は福祉国家に対する新自由主義的批判とかなり親和的な関係にある。国家による福祉供給を批判する新自由主義は, 政府以外の福祉主体による福祉供給を選好するからである。

しかしながら、このような「生産的福祉」という考え方のなかには、韓国の福祉国家が指向すべき政策的課題が適切に示されていると思われる。分析的にみると、異なるベクトルの政策指向を同時に含んでいる「生産的福祉」の概念は、＜生産的＞という言葉と＜福祉＞という言葉に分けて考えることができる。＜福祉＞という言葉には、韓国福祉国家の脆弱性に対する認識とそれに対する対処方向が示されており、＜生産的＞という言葉には、グローバル化に従う福祉国家の再編の方向性が示されているが、これを韓国の歴史的なコンテキストに照らしてみると、上村が指摘しているように、「後発福祉国家である韓国においては、先進諸国がすでに実現し持て余している従来型福祉国家の理念を遅ればせながら確固たるものにしつつ、同時にそれをポスト・サッチャー流に改革しなければならない」（上村 2002:97）ことになる。より具体的にいうと、当時の福祉改革は、過去の圧縮成長の過程で福祉分野に対する配慮が欠けていたことの反省とともに、＜福祉＞というものを拡大しつつ、それと同時に市場原理や市場合理性を強調する新自由主義的な考え方を念頭に置きつつ、＜生産性＞を担保するような、労働を通じた積極的福祉を追求していると解釈できる。後者が市場志向の新自由主義的政策傾向であるとすれば、前者は伝統的な福祉国家化の傾向であろう。そして後発福祉国家である韓国が、これら2つのベクトルの異なる政策傾向を同時に実現しなければならない政策的課題が、この＜生産的＞と＜福祉＞との組み合わせによってそこに反映されているのである。

ここに至って、韓国福祉国家性格論争の構図の妥当性を問う本稿の問題関心から、次のような問題が改めて重要な問いとして浮かび上がる。すなわち、実際の状況において、いかにして IMF 危機後の新自由主義的な構造調整と国家福祉の拡大が両立しえたかという問いである。というのは、新自由主義的な構造調整＝市場経済化を推進しながらも福祉諸政策を拡充しなければならない政策的課題が「生産的福祉」のなかに概念として あるいはイデオロギーとして 含まれているとしても、それはただイデオロギーとしてであって、実際にそうした状況が経験的事実として現れるとは限らないからである。以下では、その疑問を探るべく、「生産的福祉」が反映している実際の政策的状況を検討してみることにするが、前もって指摘すれば、市場経済化の進展と福祉国家化の拡大が両立した韓国の経験には、「生産的福祉」の基本構想でいうように「市場と福祉との相互補完関係性」（企画団 1999:23）の問題が孕まれており、またそこには、「新自由主義貫徹か国家責任強化か」などといった二項対立的な概念図式の革新を迫るような示唆が含まれていると思われる。

(2) 韓国の福祉国家体制への新自由主義の影響

「生産的福祉」というスローガンが、政府によって打ち出され、それによる様々な福祉改革が推進されたのは、IMF 危機とそれに伴う市場経済化が急速に進められてから2年後のことであった。執権初期、危機克服のために「市場経済」を標榜しながら新自由主義的政策を推進してきた政府が、後から「生産的福祉」を国政目標として追加したことには、以下で見るように、韓国福祉国家の歴史的・構造的課題が含まれている。

まず、おそらくそれは、福祉問題における新自由主義の言説が、制度的福祉モデルを根幹とする伝統的な福祉国家に対する批判から生まれたとすれば、韓国はそもそもそのような福祉体系をもっていなかったことと関わる。「生産的福祉」という考え方が登場した背景には、西欧先進諸国のような強力な福祉体制が問題となったこととは逆に、むしろこれまでの韓国の脆弱な福祉体制が

問題となった事実が存在するのである。

まず、<表 1>を見てみよう。ある国が福祉国家としてどれほど充実しているかを知るうえで最も重要な指標の 1 つは、それぞれの国が福祉政策のためにどれだけの費用を使っているかということである(武川 1999:61)。<表 1>は、経済水準を考慮に入れた社会保障規模の国際比較である。これら表からわかるように、韓国の福祉国家体制は、西欧先進諸国は言うまでもなく、福祉国家の比較研究において「萌芽的」(an embryonic form)福祉国家(Bryson 1992)、あるいは「低機能福祉国家」(a low performing welfare state) (Hill 1996)として見なされてきた日本よりはるかに低い水準であった。

<表 1> 経済的水準を考慮に入れた社会保障支出の国際比較

	韓国	日本	アメリカ	イギリス	スウェーデン
社会保障支出 / 中央政府支出 (%) ¹⁾	10.2(95)	36.8(93)	29.6(94) 22.0(78) ²⁾	29.6(92) 27.6(86) ²⁾	48.2(94) 37.8(80) ²⁾
社会保障支出 / GDP ²⁾	5.3(96)	12.4(92)	15.6(93) 12.4(80) ²⁾	23.4(93) 21.2(86) ²⁾	38.0(93) 30.4(80) ²⁾

・資料: IMF, Government Finance Statistics Yearbook(1996), OECD, Social Expenditure Statistic of OCED Member Countries(1996)。ただし、ジョン・ムグオン(2000 = 2002)から再引用

1)対 GDP 比の社会保障支出の基準として作成

2)該当国の 1 人当たり GDP が 1 万ドルに達した年度

さらに、社会保障制度の面からみると、IMF 危機以前は制度整備が未整備のままであった。特に社会保険においては多くの未適用対象者を含み⁽⁷⁾、制度そのものが「『持たざるもの』を保護する制度ではなく、むしろ『持つもの』を保護する反福祉的な制度」(イ・ソンウ & ヨ・ユジン 2001: 28)であった。さらに国民の最低生活を保障する公的扶助制度は、資本主義初期の新救貧法の原則であった「劣位処遇の原則」(less eligibility)が徹底的に反映されていて、給付基準が所得の有無ではなく、労働能力の有無によって決められていた。このような状況のもとで、これまで韓国社会では、個人の生活保障は国家より個人あるいは家族を含む共同体に任せることが多かった。キム・サンギョンとホン・ギョンジュン(1999)が指摘しているように、「立ち遅れた国家、成長した市場、そして変形した共同体」のもとで、社会的リスクに対して国家の制度的措置によってではなく、個別的に対処しなければならない状態であったのである。

ここで注目すべきなのは、このような韓国の福祉国家体制のもつ脆弱性の問題が顕在化する契機となったのが、他でもなく IMF 危機とそれに伴う新自由主義的な構造調整 = 市場経済化であったことである。経済危機克服のために推進してきた市場経済化の過程は、高失業や貧困層の拡大など深刻な社会・経済的問題をもたらした。特に企業倒産や人力削減は失業者を急激に増大させ、貧困層の拡大の主な原因となっていた。1998 年以前は 20 万人であった失業者の数が 178 万人以上にも達し、失業率も 3% 前後であったのが 8.6% まで増加した。これとともに、貧困人口が大きく増加し(<表 2>)、全体的に都市勤労者世帯のジニ係数も 1997 年の 0.28 から 1999 年の 0.32 へと悪化した。もっとも深刻だったのはホームレスの数が IMF 危機以後急速に増加したことである(イ・ソンウ & ヨ・ユジン 2001:25)。

<表2> 1996年～99年3/4期における全人口及び都市勤労者の貧困率推移

(単位:%)

	96	97	97	97	97	97	98	98	98	98	98	99	99	99
都市 (A)	2.2	2.9	3.5	2.8	2.3	3.0	6.3	6.1	6.6	7.0	5.6	7.5	7.3	5.9
勤労者 (B)		7.3	8.4	6.3	7.8	6.7	9.7	10.6	10.6	10.1	9.3	10.9	8.7	10.2
全体 (A)	3.6	4.9	5.9	4.7	3.9	5.0	10.9	10.5	11.4	12.1	9.7	12.6	12.2	9.9
人口 (B)		9.3	10.7	8.0	9.9	8.5	12.6	12.6	11.5	13.0	12.0	14.1	11.7	13.2

・Aは94年度の最低生計費に毎年度の物価上昇率とGNP Deflatorを勘案した数値を貧困線とした貧困率である。Bは都市勤労者の中位所得の50%を貧困線として貧困率

…資料:バク・スンフ(2000)

「生産的福祉」というスローガンが政府によって打ち出され、それによる様々な福祉改革が推進されたのは、IMF危機とそれに伴う市場経済化が急速に進められてから2年後のことであった。執権初期、危機克服のために「市場経済」を標榜しながら新自由主義的政策を推進してきた政府が、後から「生産的福祉」を国政目標として追加したのは、労働市場のフレキシビリティを拡大させるために推進した整理解雇制や派遣勤労(有期契約労働)制などの様々な規制撤廃政策が、韓国に類例のない高失業や所得分配構造の悪化など深刻な社会的危機をもたらしたためと考えられる。そのうえ当時の政府は、福祉というものを縮小するどころか、むしろ拡大の方向に向かわなければならなかった。もともと強力な労働組合と福祉政策に対する反省として登場した新自由主義は、西欧先進諸国の福祉政策そのものにはある程度影響を与えることができたかもしれないが、出発点から制度整備が極めて弱かった韓国の状況はそれとは異なった。構造調整政策＝市場経済化の追求による社会的不安定化、それに伴う市場機能の麻痺によって、これまで韓国の福祉国家体制を支えてきた家族やローカルな地域社会は機能不全に陥り、国家レベルにおける雇用保険や年金制度などの諸制度を整っていかなければならなかった。現に、この間の事態が示すように、当時、IMFが提案した年金民営化の改革案は拒否され公的管理や賃金勤労者と自営業者の統合管理を特徴とする年金制度が実施されたし、雇用保険の場合は、実施4年で全ての労働者をカバーするようになった。また、当時の政府がIMFによる財政支出の削減要求にも関わらず、1998年半ばからIMFとの交渉を通じて財政支出を増やしていったこともよく知られている¹⁰(イ・ヘギョン 2002:453)。確かに、IMF経済危機による市場経済化の進展は福祉諸政策の制度化の必要性を増幅させ、けっきょくそれが韓国の福祉国家の弱体化ではなく、むしろ成長の機会へとつながったのは確かである。

さらに、危機状況における社会的不安のなかで、ある種の社会的共同性を要求する市民社会

¹⁰ 医療保険においても金大中政府は世銀が要求していた国民年金の民営化や医療貯蓄口座の導入など新自由主義的な社会政策を拒否した(World Bank 2000)。さらに、医療保険の統合や年金制度の改革をも新自由主義的改革からは離れるものである。しかしそうはいつでも、世銀やIMFによる韓国内の活動が韓国福祉国家の発達を防ぐだけではなかったことも見逃すことはできない。なぜなら、制度整備が極めて弱かった韓国の状況に対して、世銀は失業保険の拡大適用や多様な失業対策を勧告し(ジョン・ムグォン 2002:400; ヤン・ジェジン 2002:542)、それが金大中政府の福祉拡大に肯定的な影響を与えたからである。

の組織的な働きが目立つようになったことも見逃すことができない。ソン・ギョンリョンは、例えば、医療保険の統合や基礎法の制定において労働者団体と数多くの市民団体の広範な連帯活動の役割を大きく評価している(ソン・ギョンリョン 2002:512 - 4)。医療保険においては、民主労総と健康連帯、参与連帯などの市民団体が、企業主や政府官僚などの反対にも関わらず、医療保険の統合の法制化を主導し、国民医療保険制度の法的基礎を与えた。公的扶助の場合には、参与連帯や経実連などの 30 あまりの市民団体が発議し、これに民主労総や韓国労総、そして社会福祉学界や宗教界が加わり、立法成立に大きな役割を果たしていた。社会的不安やアノミー状態のなかに社会を統合する力となる社会的紐帯が行われたといえよう。

「生産的福祉」は、このような状況で発生した概念である。そしてそこには、概念としてだけではなく経験的事実としても、IMFが要求した新自由主義的構造調整＝市場経済化を推進しながらも、福祉に関わる政府の役割を強調するような伝統的福祉国家の理念を同時に実現しなければならない現実的状况が反映されている。繰り返すが、脆弱な韓国の福祉国家体制のもとで、経済危機や急速な市場経済化の進行は、失業や貧困などといった社会的リスクを増幅させ、それが市場、家族や地域社会などを含む私的部門の福祉的諸機能の弱体化という結果となり、その代わりリスクを社会全体でシェアするような諸政策を整備・拡充する、いわば意図せざる方向性としての福祉国家化の方向へと急速に向かわざるを得なかったのである。福祉諸政策を含む制度的領域が存在しないと市場経済化の進展は行き詰まってゆくというような、言うならば市場経済と福祉政策の緊張関係あるいは相互補完関係性が韓国の福祉国家が直面していた実際の政策的状況に示唆されており、この状況における韓国の福祉政策の変化は、けっして「新自由主義貫徹か国家責任強化か」といった二者択一的構図からは的確に捉えることができないのであろう。むしろ、両方の両立可能性を論争の出発点から前提とした方がより有益ではないのではないか。

4 再び「韓国福祉国家性格論争」へ、そして新たな問題提起

(1) 論争のより生産的発展のために

本稿では、まず、IMF 経済危機以降における韓国福祉政策の変化をめぐる論争を議論のレベルで検討しつつ、それが孕んでいる難点を明らかにしてきた。その過程で、政策の形式的変化か実質的結果あるいはその機能か、そして給付者としての国家介入か規制者としての国家介入か、という論点を導き、それぞれどの側面に判断基準をおくかによって、国家責任強化説と新自由主義貫徹説が出てくることを指摘した。ここでは、各々の論者のパースペクティブにアドホックに左右される政策変化の性格には触れることができたが、ここに至ってもそのような議論からは政策変化の本質を究明しえないことを確認した。そこで、次に論争が扱っている韓国の実際の政策的状況を「生産的福祉」という福祉改革の基本構想を手がかりとして振り返ってみることによって、そもそも市場経済化と福祉国家化が同時進行してきた複雑な状況を、「国家責任強化 vs 新自由主義貫徹」という二項対立構図からは把握しえないことを指摘した。再び強調しておく、脆弱な福祉国家体制のもとで韓国が直面した市場経済化は、福祉国家化を同時に随伴しなければならぬ状況をもたらしたのである。

この意味において、韓国福祉国家性格論争をより発展的に展開するためには、「市場 対 国家」あるいは「小さい政府」対「大きい政府」といった従来の認識構図を克服する作業が必要であり、それとともに、「市場経済化と福祉国家化の併行」という韓国福祉国家の発達の歴史的な特殊性をその議論に統合しなければならない。もちろん、第 3 節で検討した、主として IMF 危機による新

自由主義的構造調整 = 市場経済化のなかにおける国家福祉の急激な発展という韓国福祉国家の政策的状況と、第 2 節でその一端を紹介した「韓国福祉国家性格論争」との関係については、稿をあらためて検討しなければならない。しかし、とりあえず、論争への当初の参加者たちの議論に見られる「新自由主義貫徹か国家責任強化か」というような論争の基本前提は、ひかえめに言っても再検討を要するということが指摘しえたと思う。近年の政策変化に対する学問的議論は、韓国福祉国家の歴史的あるいは構造的な特性とそれに対する新自由主義の影響との関連に、その出発点を置くべきであろう。

「市場経済化と福祉国家化の併行」という韓国的経験を念頭において、韓国福祉国家性格論争に戻ると、第 2 節で検討した論争の構図の問題に打開策が開けるのではないか。「福祉政策の変化は新自由主義的か否か」というレベルではなく、韓国の福祉政策の変化に見られた「市場経済と福祉政策の相補関係性」を念頭において実際の政策的状況を見つめれば、新自由主義貫徹説の分析や国家責任強化説の分析が、より豊富な意味を携えて韓国の現実にせまってくるのではないか。この意味において、(本稿では分析の対象外としたが) 発展国家としての韓国福祉国家の歴史的な特殊性と政策遺産に着目しているジョン・ムグォンの議論(2002)を高く評価したい。また、本稿のような問題提起が韓国福祉国家性格論争に完全に排除されているというわけでもない。試論のレベルではあるが、イ・ヘギョンは、論争が「西欧福祉国家の経験に基礎しているため、論争の枠組みは韓国固有の、しかし先進国においては共通的に統制された変数を包括することができない」としつつ、「新自由主義的改革と生産的福祉の併行という選択」という韓国的経験を考慮に入れる論争が必要であることを示唆している(イ・ヘギョン 2002:480)¹¹。このような方向で論争のより発展的な展開をのぞみたい。

(2) 新たな問題提起: 制度比較と福祉政治

最後に、「市場経済化と福祉国家化の併行」という韓国的経験を議論の出発点におくとすれば、真に問われるべきなのは、市場経済化に組み込まれている福祉政策の制度化の構造とは何か、という点であることを指摘しておきたい。近年の「多様な第 3 の道」論が示しているように、福祉国家政策に新自由主義的傾向がより拍車をかけるグローバル時代のなかで、一方では、「効率」を重視する市場経済と、他方では「社会的公正」を重視する福祉改革とをいかに併行するかという問題は、多くの福祉国家における共通の課題となっている(住沢 2002)。しかしこうした共通課題にもかかわらず、それに対する具体的な対応方式や福祉諸政策の発展経路には、実際バリエーションが存在しており、それは市場経済と福祉政策の関係を取り巻く、国ごとの構造的な特徴によって決まってくると思われる。それゆえに韓国の福祉政策に対する考察は、市場経済と福祉政策の

¹¹ さらにいえば、キム・ヨンボン(2001 = 2002)の研究は、労働市場の構造変化を議論の中心に据えている点で、高く評価したい。というのは、福祉国家の類型化を念頭におけば、再分配中心の福祉政策だけでなく、福祉政策と労働市場政策との連関、そしてそれが労働市場の構造に与える影響なども重要な分析対象にならざるを得ないと思うからである。したがって、近年における韓国の福祉政策の変化をより客観的に評価するためには、福祉政策の変化に対する分析と労働市場の構造変化とを並行して行わなければならない。これは本文のなかで論じた政策とその効果との関係にも深く関わる問題であり、この意味で、福祉政策の分析を労働市場の構造変化というテキストのなかに位置づけることは、現在の論争をより発展的に進行させる 1 つの重要な手がかりになるとと思われる。

- 金大中, 2002 『生産的福祉への道』 毎日新聞社
- キム・ヨンボン, 2001 = 2002 「経済危機以後の社会政策の変化 韓国と先進資本主義諸国との比較」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 (韓国語)
- キム・ヨンミョン, 2001 = 2002 「金大中政府の社会福祉政策 新自由主義を超えて」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 (韓国語)
- ジヨ・ヨンフン, 2001 = 2002 「現政府の福祉政策の性格 新自由主義を超えたのか」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 (韓国語)
- キム・ヨンミョン, 2000 = 2002 「『国民の政府』の社会政策 新自由主義の拡大? 社会統合への転換?」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』, 人間と福祉 (韓国語)
- ジョン・ムグォン, 2002 「金大中政府の福祉改革と韓国福祉制度の性格論争に対して 発展主義の遺産と福祉改革の限界」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 (韓国語)
- Shin. D., 2000 “Financial Crisis and Social Security: The Paradox of Republic of Korea” *International Social Security Review* 53(3)
- 住沢博紀, 2002 「福祉国家と『第 3 の道』の政治学」 宮本太郎編 『福祉国家再編の政治』 ミネルヴァ書房
- ソン・ギョンリョン, 2002 「民主主義の強化と福祉国家の発展 文民政府と国民の政府の比較」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 (韓国語)
- 大統領秘書室生の質向上企画団, 1999 『生産的福祉への道』 トイソルダン (韓国語)
- 武川正吾, 1999 『社会政策のなかの現代 福祉国家と福祉社会』 東京大学出版会
- Titmuss, R., 1974 *Social Policy*. Allen and Unwin
- ナム・チャンソブ, 2001 = 2002 「経済危機以後の福祉改革の性格 構想, 帰結, 福祉国家体制への含意」 キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 (韓国語)
- パク・ヌンフ, 2000 「生産的福祉 福祉理念としての意義と課題」 韓国社会福祉学会 2000 年春季学術大会資料集 (韓国語)
- Hill, M., 1996 *Social Policy: A Comparative Analysis*, Prentice Hall & Harvester Wheatsheaf
- 平岡広一, 2000 「社会サービスの多元化と市場化」 大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡広一編 『福祉国家への視座』, ミネルヴァ書房
- Bryson, L., 1992 *Welfare & The State* Macmillan
- Marshall, T. H., 1950 *Citizenship and Social Class* Cambridge University Press
- Mannheim, Karl, 1929 *Ideologie und Utopie* Frankfurt am Main: Schulte Bulmke (= 1971 徳水恂訳 「イデオロギーとユートピア」 『世界の名著 56 マンハイム・オルテガ』 中央公論社)
- リュウ・ジンソク, 2000 = 2001 「世界化と韓国の社会福祉 影響と含意」 『韓国社会福祉学』 44, ナナム出版 (韓国語)
- ヤン・ジェジン [2002] 「構造調整と社会福祉 発展国家における社会福祉パラダイムの崩壊と金大中政府の課題」, キム・ヨンミョン編 『韓国福祉国家の性格論争』 人間と福祉 pp. 525 - 556

(キム・ソンウォン 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)